

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 地域交流部 多文化共生さが推進課

法令名		旅券法				法令番号		昭和 2 8 年法律第 2 6 7 号				
手続名		一般旅券の新規発給				根拠条項		第 5 条第 1 項及び第 4 項				
審 査 基 準	旅券法及び付属政省令に基づき審査											
	＜法令の定め＞											
	第 5 条第 1 項 外務大臣又は領事官は、第 3 条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第 3 項及び第 4 項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が 1 0 年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を 5 年とする。											
	一 有効期間が 5 年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合											
	二 1 8 歳未満の者である場合											
	第 5 条第 4 項 外務大臣又は領事官は、第 1 0 条第 1 項の規定に基づき第 3 条の規定による発給の申請をする者が当該申請に当たって返納した一般旅券の名義人の氏名その他外務省令で定める事項に変更を生じた者であって、有効期間を当該返納旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して当該申請をするものである場合には、その有効期間及び種類が当該返納旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であって、当該返納旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。											
第 3 条 一般旅券発給申請（都道府県知事経由）												
第 1 0 条第 1 項 一般旅券の記載事項に変更を生じた場合の第 3 条の規定による一般旅券発給申請												
第 1 1 条 一般旅券の有効期間内の第 3 条の規定による一般旅券発給申請												
受付 機関	市町		処理 機関	多文化共生さが 推進課		交付 機関	市町		標準処理期間 9 日		目次	
									標準経由期間 日		No.	